

会議顛末書

記録者 副主幹 鈴木 滉平

	市長	副市長	部長	課長	課長補佐	主係	査長	グループ員
供 覧								
件 名	令和5年1月定例庁議							
年 月 日	令和5年1月10日（火）							
時 間	午前9時～午前10時40分							
場 所	3階庁議室							
欠 席 者	なし							
内 容	<p>審議事項</p> <p>1 龍ヶ崎市緑のまちづくりプラン(第2次緑の基本計画)策定について【都市施設課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 資料に基づき都市施設課より説明。 <p>《主な意見・質疑等》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 都市公園及び公共施設緑地面積の目標値が増えているが、その理由は。 ⇒ 学校統廃合の可能性を考慮して入れており、その数値分が増加している。 ・ 修正した耕作放棄地の目標値については他の計画等と整合性は取れているのか。 ⇒ 農業委員会が定めている「令和4年度最適化活動の目標の設定等」と同じ数値を設定している。 <p>《協議結果》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 了承 <p>2 都市計画マスタープランの策定について【都市計画課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 資料に基づき都市計画課より説明。 <p>《主な意見・質疑等》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 計画案だと、龍ヶ崎みらい創造ビジョン for2030(以下、「創造ビジョン」という。)の計画期間と齟齬がでてしまう。そのため、計画期間を20年ではなく、創造ビジョンと合わせる形でもよいのではないか。 ・ 他の分野別計画を創造ビジョンの計画期間と合せている中、都市計画マスタープランが長期間になっている理由は何か。 ⇒ 国で基本的に20年という期間が示されている。ただし、各自治体の実情で10年とする場合もある。そのため、計画期間は各自治体が定めている。 ・ 創造ビジョンの計画期間の確認と併せて、茨城県の都市計画マスタープランの計画期間についても確認していただきたい。 <p>《協議結果》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 了承(計画期間については都市計画審議会の意見も聞きながら再検討を行うこと。) <p>3 市税等督促手数料の廃止について【納税課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 資料に基づき納税課より説明。 <p>《主な意見・質疑等》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 督促手数料については、廃止する方向でよいと考える。 							

	<ul style="list-style-type: none"> 督促状の発送については今後も行っていくのか。 ⇒ 法定事務であり、今後も行っていく。 <p>《協議結果》</p> <ul style="list-style-type: none"> 了承 <p>報告事項</p> <p>4 令和3年度定期監査の報告【監査委員事務局】</p> <ul style="list-style-type: none"> 資料に基づき監査委員事務局より説明。 <p>《主な意見・質疑等》</p> <ul style="list-style-type: none"> 定期監査のためではなく、日々の業務の中での確認作業が重要である。 <p>5 道の駅整備事業に関するアンケート結果について【まちの魅力創造課】</p> <ul style="list-style-type: none"> 資料に基づきまちの魅力創造課より説明。 <p>《主な意見・質疑等》</p> <ul style="list-style-type: none"> 回答者は個別で把握できるのか。 ⇒ 把握できない。 クロス集計はしていくのか。 ⇒ 今後集計していく予定である。 <p>その他</p> <ul style="list-style-type: none"> 市税等のオンラインによる口座振替について、市民生活部長から説明があった。 		
要措置事項			
情報公開	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">公開</div>	非公開（一部非公開を含む）とする理由	（龍ヶ崎市情報公開条例第9条 号該当）
		公開が可能となる時期（可能な範囲で記入）	年 月 日